

やまがた 労福協 NEWS No.22

発行所／一般社団法人 山形県労働者福祉協議会 〒990-0044 山形市木の実町12-37

TEL 023-641-6503 FAX 023-641-6830 URL <http://yamagata.rofuku.net/> 2015.6.10

第48回定期総会を開催



【代表挨拶 大泉理事長】

5月20日、大手門パルズにて山形県労福協「第48回定期総会」を開催し、2014年度事業報告など2議案が承認されました。

総会で大泉敏男理事長は「運動の前進を図るために会員組織の強化発展が不可欠であり、とくに若い人達の運動への理解・参画をどう図っていくかが最大の課題である。その人材育成に時間とコストをかけていかないと将来の運動発展は無い。改めて各組織で力をかけた取組みをお願いしたい」と挨拶。続いて来賓として中央労福協大塚敏夫事務局長より「2005年の勤労者の暮らしにかかるサポート事業のための4団体（連合、中央労福協、労金協会、全労済）合意から10年を迎え、現在その検証を行っている。しかし“なぜ始めたのか”などの原点が失われつつあり、4団体で再確認し、再スタートの準備をしていきたい。山形でも地域におけるサポート体制を更に強化していただきたい」との挨拶をいただきました。

議長には連合山形の小川修平副事務局長を選出。第1号議案「2014年度事業報告」、第2号議案「2014年度決算報告並びに監査報告」が承認され閉会しました。



山形県労福協 2015年度事業計画（概要）

活動の重点課題

- ①「貧困」や「格差」のない地域社会にむけた活動
- ②労働運動、労働者自主福祉運動（協同組合）の提携による活動
- ③労働者福祉の活動の強化と共助拡大の活動

具体的活動

(1) 勤労者の総合生活支援「生活あんしんネット事業」

- ①「各種相談活動」の展開
- ②「就労支援事業」の展開
- ③「くらしの講座・セミナー」の開催

(2) 労働者福祉の政策実現と調査研究

- ①「労働者の生活・福祉拡充」の要請と提言
- ②県内勤労者の各種調査と研究事業
- ③全国的な政策・制度の課題の改善

(3) 労働者の教育、文化、交流事業

- ①「寄付講座」の支援
- ②勤労者体育祭の実施
- ③ふれ愛チャリティーゴルフ大会の支援
- ④労働教育支援事業
- ⑤勤労者教育・文化事業の開催、ボランティア推進事業

(4) 自主福祉活動の支援

- ①地区労福協の活動推進
- ②地区労福協の交流

(5) 労働者福祉事業団体（協同組合）などとの連携強化

- ①福祉事業団体における共通課題の交流
- ②事業団体における個別課題の交流
- ③利用促進活動
- ④他団体との提携による勤労者福祉活動の強化

(6) 広報活動と情報の共有化

- ①ホームページ、やまがた労福協NEWSなどの充実
- ②中央労福協などが作成する各種宣伝器材の有効活用

(7) 行政機関からの委託事業

- ①「生活あんしんネットやまがた事業」
- ②「総合的就業・生活支援事業」

労働者自主福祉講演会

定時総会に引き続き「労働者自主福祉講演会」を開催し、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会へ」と題して中央労福協の大塚敏夫事務局長より講演いただきました。県労福協加盟団体、地区労福協、連合山形構成組織などに参加を呼び掛け、約70名の参加者となりました。

講演では、

- ・「労福協は『福祉はひとつ』を合言葉に各組織のイデオロギーの違いを超えて誕生した『労働者の生活問題解決のための組織体』である」など、中央労福協や労金・全労済の歴史や理念について
 - ・「労働組合は労働者福祉事業団体の生みの親であり、労働者福祉運動は労働運動の一環である」といった労働組合と労働者福祉事業団体の元々の関係が、バブル崩壊以降は「『業者とお客様』の関係に双方ともになっている」との関係性の変化への危惧
 - ・「労福協は労働運動、消費者運動、市民運動の方々と連帯した社会運動、地域運動をやっていく立ち位置にいる。『福祉はひとつ』『異質なものの協働は「積」(かけ算)になる』という考え方のもと、『かすがい役』として触媒機能の発揮が求められている」など、労福協に求められる役割・機能について
- といった「労働者福祉運動とは何か」「労働者自主福祉事業団体と労働組合との関係」「なぜ、今、労働者自主福祉運動なのか」などをポイントにご講演いただきました。



【講師：中央労福協
大塚事務局長】



【講演会会場の様子】

また、講演の最後に2015年度の重点活動として「奨学金問題」を挙げ、これは単に奨学金の問題だけではなく、「返したくて返せない」というのは非正規雇用などの不安定雇用や低賃金労働者の増大といった「雇用問題」に関わる問題であるし、「子どもの貧困対策」「貧困の連鎖解消」という視点からも一体的に取り組む必要があると指摘。今後中央段階で対策チームを立上げ、政策課題の整理や労働者自主福祉活動として出来ることの検討などを行っていく予定です。

生活あんしんネットやまがた事業

「生活なんでも相談」年間相談件数は最多の516件

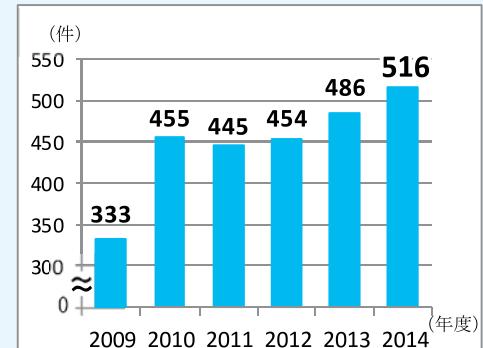
労働者等から生活に関する悩みや困り事（生活なんでも相談）を受け付け、顧問弁護士や労福協加盟団体などと連携しながら対応しています。

2014年度の相談件数は516件で、前年度より30件増加し開設以降最多となりました。格差・貧困・孤立が拡大する中、身近な相談機関としての重要性を感じております。

多い相談内容は「その他」99件、「家庭問題」81件、「法律問題」79件、「心の悩み」51件、「金銭・生活苦」40件など。

山形県内からは右記フリーダイヤルで相談できます。ひとりで抱え込まず、その悩みをお聞かせください。

【生活あんしんネットやまがた 相談件数推移】



生活あんしんネットやまがた

生活なんでも相談
0120-39-6029



相談受付：平日 10～16 時

総合的就業・生活支援事業(山形県求職者総合支援センター)

求職者からの住まい・生活の相談も増えています

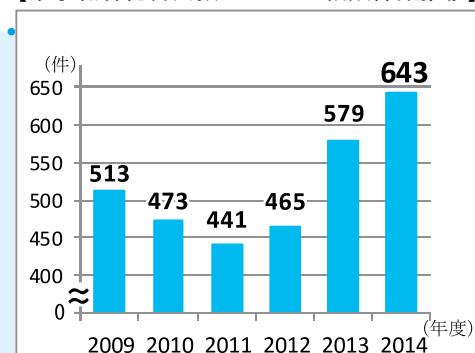
山形県から「総合的就業・生活支援事業」を受託し、求職者の住まいや生活に関する相談機関「山形県求職者総合支援センター」を運営しています。

2014年度の相談件数は643件で、こちらも開設以降最多となりました。多い相談内容は、ハローワークで実施している支援制度の情報提供や就職活動の悩みなどの「就労」が382件、住まいに関する「住居」が97件、生活資金不足などの「生活」が86件です。

山形テルサ1階ハローワークプラザ山形内の常設窓口相談、フリーダイヤルを活用した電話相談のほか、県内8ヶ所で出張相談も行っています。2015年度6～9月のスケジュールは以下のとおりです。

地域	相談会場	日程			
酒田	トータル・ジョブサポート酒田（酒田産業会館1階）	6/5	7/3	8/7	9/4
鶴岡	ハローワーク鶴岡	6/10	7/8	8/12	9/9
新庄	トータル・ジョブサポート新庄（ハローワーク新庄2階）	6/12	7/10	8/14	9/11
米沢	トータル・ジョブサポート米沢（ハローワークプラザ米沢内）	6/19	7/17	8/21	9/18
村山	ハローワーク村山	-	7/15	-	9/16
寒河江	ハローワーク寒河江	6/17	-	8/19	-
長井	タスパークホテル（就職面談会特設ブース）	-	7/22	-	-
南陽	ワトワセンター南陽	6/24	-	8/26	-

【県求職者総合支援センター 相談件数推移】



好評！

高校生向け出前講座

「労働関係制度の説明会」

3年目の取り組みとなった2014年度は、(公財)県勤労者育成教育基金協会や各地区労福協と連携し、県内の高等学校や専門学校など合計83校に約12,000部のハンドブックを配布。うち10校で12回の出前講座「労働関係制度の説明会」を実施し、学校関係者からも高評価をいただきました。

2015年度も引き続き実施します。



【出前講座の様子】

県労福協も参画しています！

「やまがた出会い系サポートセンター」のお知らせ

県と市町村、関係団体が共同し、少子化等に伴う人口減少に歯止めをかけるため、全県一体となって結婚支援の一層の充実・強化を行うことを目的に「やまがた出会い系サポートセンター」を設立。県労福協も構成団体として参画しています。



「1対1のお見合い支援」「出会い系イベントの情報発信」などを実施。詳しくは同センターHPへ (<http://ymsc-yamakon.net/>)

第12回

ふれ愛チャリティーゴルフ大会

- ◆日程 9月26日(土)
- ◆会場 山形ゴルフ倶楽部



第68回勤労者体育祭 山形県大会

競技種目	日 程	会 場
軟式野球	10/17(土)、31(土) (予備日11/1)	県総合運動公園 野球場(天童市)
ソフトボール	10/3(土)	県総合運動公園 運動広場(天童市)
硬式卓球	10/3(土)	県総合運動公園 サブアリーナ (天童市)
ボウリング	10/3(土)	山形ファミリー ボウル(山形市)
ソフトバレー ボール	10/4(日)	小真木原運動公園 体育館(鶴岡市)

生活なんでも相談 Q&A

No.16



Q.

妻の不倫相手への慰謝料請求について

妻とは結婚して10年。妻の携帯電話をこっそり見たところ、メールの文面から妻が不倫していることが判明。妻を問い合わせたところ、独身男性からの誘いで不倫関係に発展したことを認めました。

妻と今後について話合ったところ、妻は反省し「不倫相手には二度と会わない」ことを誓い、「子供の為にも離婚はしない」ことになりました。

しかし、妻が既婚者であることを知りながら誘ってきた不倫相手が許せません。不倫相手の男性に慰謝料を請求することは出来ますか？

A.

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない（民法752条）。この協力扶助義務の中に貞操義務も含まれていると解釈するのが一般的である。民法770条1項の離婚原因の中に不貞行為があげられていることから民法は間接的に夫婦間の貞操義務を認めているものと解されております。

Q.

飲食代金を払ってくれない

飲食店を経営していますが、ある常連客が飲食代金を後払い（ツケ）にしたまま払ってくれません。

そのお客様は開店当初からの常連客で、これまでその都度精算してくれていました。しかし、1年前からツケで飲むことが多くなり、その代金の一部は時々頂いていますが、約10万円の代金が残っています。

常連客のためあまり強くは言えずにいますが、これ以上の損失は困るのでどうにかしたいと思っています。

ただし小さな町のため、変な噂が立つとも困るので、あまり事を大きくしたくありません。どのように対応したらよいでしょうか。ご助言いただきたいです。



〈回答：設楽作巳弁護士〉

以上のことから夫婦間の貞操義務は平穏な婚姻生活を維持する必要条件でもあるし、また、この義務は夫婦双方に科せられている平等義務でもあります。

本問は不倫配偶者の相手方に対する他方配偶者からの損害賠償請求（慰謝料）の有無に関する問題であり、かつてはこれを否定した裁判例もあったが（山形地裁昭45.01.29判時599号76頁、鳥取地判昭44.03.31判タ235号240頁）、最高裁は昭54.03.30判決で「夫婦の一方の配偶者と肉体関係を持った第三者は故意過失がある限り……夫又は妻の権利を侵害した行為は違法で他方配偶者の被った精神上の苦痛を慰謝すべき義務がある」と判旨し、この問題を解決している。

従ってあなたは、妻の不倫相手の男性に対し、慰謝料請求をする権利があるということになります。請求方法は話し合いによる示談か裁判上の請求ということになります。

A.

この事例の処理方法には困りました。あまり事を大きくしたくないと言うのですから。

飲食店の売掛債権は1年で時効にかかります。裁判所に訴えを出して請求するのが一番手っ取り早いですが、そうすると噂が立つし、客も怒って店に来なくなるでしょう。穏便に支払いを請求し、1,000円や2,000円の支払いを受けるようにしたらどうでしょうか。

1,000円でも支払ってもらえば、飲食代のあることを承認したことになり時効が中断します。その時からまた1年の時効期間となります。

それでも支払ってもらえない時は請求書面を送るなどの方法をとることになりますが、そのお客様が家族に内緒で飲みに来ているような場合は家族内に飲み屋に行っていることを暴露することになり問題でしょう。

結局穏便に少しずつ請求し支払いを受けることになりますが、どうでしょうか。

手頃な掛金で、火災、地震、風水害、雪害など幅広くカバー

ZENROSAI NEWS

全労済の
住まいの共済

新火災共済・新自然災害共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

NEW 掛金がお手頃な
「マンション専用プラン」を新設しました!

NEW 地震保障をさらに充実。
大規模半壊時の保障を手厚くしました!
※新自然災害共済における損害認定区分

NEW 3つの特約を新設。さらに
幅広い安心をご提供します!
・個人賠償責任共済・類焼損傷保障特約・盗難保障特約

非常利だから、できる保障がある。全労済は、營利を目的としない保障の生協として
共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとり
ある暮らしをめざしています。出資金をお支払いい
ただいて各都道府県生協の組合員になれば、各種共
済をご利用いただけます。

全国労働者共済生活協同組合連合会

詳しくは全労済のホームページへ。全労済 検索。

保障のことなら

全労済山形県本部 〒990-0827 山形市城南町1-18-22
(山形県勤労者共済生活協同組合) TEL 023-646-4666(代)

東北ろうきん
サマーキャンペーン 2015

キャンペーン期間 2015年6月1日(月)～2015年7月31日(金)

新規で5万円以上の定期預金(1年もの) 店頭表示金利に
をお預入の方は店頭表示金利に 金利上乗せ
年0.10%を上乗せします。

※「新規預入れ」のみ、「増額預入れ」は対象外です。※個人のお客様が対象となります。※「ふれ愛預金」「特別金利定期預金」等、一部対象外となる預金があります。
※窓口での預入れに限ります。※上乗せ金利は、「初回満期日」までとなります。

下記対象取引のいずれかをご契約いただいた方に、
サンスター防災オーラルケアセットをプレゼント!

①定期預金(5万円以上の新規お預入れまたは増額書替え)
②積立型預金(附財・エース預金)の年間積立額5万円以上の
新規契約または3万円以上の増額契約
③マイプランの新規ご契約
④無担保ローン4商品(マイカーローン・無担保住宅ローン・
教育ローン・フリーローン)の新規ご契約

※ATMやろうきんダイレクトでの取引も対象となります。(店頭でのお申し出が必要となります。)※キャンペーンのプレゼントは、
個人のお客さまが対象となります。※防災オーラルケアセットのプレゼントは「1お取引項目につきお一人様1つ」となります。※対
象の商品要項については、店頭に説明書をご用意しております。詳しくはお近くのろうきん窓口にお問合せください。

ようこそ、
ろうきんの夏へ。

©ROKIN

2015年6月1日現在

くわしくはお近くのろうきん窓口、
またはフリーダイヤルまでどうぞ。 0120-1919-62

東北労働金庫山形県本部
<http://www.tohoku-rokin.or.jp>

生ビール祭り

今年もパルズで決まり!!



大手門パルズ 3階「霞城」
(一社)山形県労働者福祉センター
山形市木の実町12-37 TEL 023-624-8600



軒裏の傷みも・・・

この通りピカピカ

何でもご相談ください!
建物も一年一年、歳をとります

**土地だけじゃない!
リフォームも住宅生協!**



築5年の方

浴室等の水廻り点検!
フローリングのキス!

築10年の方

外壁や屋根の塗装!
内装の模様替え!

お住まいにお困り事は
ありませんか?



築20年の方

設備機器の不具合!
クロスのよごれ、やぶれ!

築30年の方

屋根の葺替え!外壁張替え!
浴室等の設備機器の見直し!

お住いの診断

(メンテナンス診断・耐震診断)

+ リフォームのご提案

(県・市の助成金や省エネ住宅ポイント制度の活用)

は 無料

その他の分譲地・不動産売却及びリフォーム・増改築・模様替え等
お住いに関する事は何でもご相談下さい。ご提案は無料で行います

営業日/月～金(土・日・祝は除きます) AM8:45～PM5:15



山形県住宅生協

山形県労働者住宅生活協同組合

山形市七日町一丁目 4-55 TEL (023) 623-6878 [E-mail] info@yjs.or.jp
宅建業免許/山形県知事(14)第256号(公社)山形県宅地建物取引業協会会員 東北地区不動産公正取引協議会加盟

土地をお探しの方からのご連絡をお待ちしております。

HPからアクセスできます。山形県内でお探しの土地情報を御提供いたします。

[HP] <http://www.yjs.or.jp/> 山形県住宅生協 検索

■お問合せはフリーダイヤルまでお気軽にどうぞ

0120-32-6878

FreeDial 広告有効期限 2015年6月末日

当生協は

一級建築士事務所
宅地建物取引業事務所



です